

令和 2 年10月

関西広域連合議会第17回

防災医療常任委員会会議録

令和2年10月関西広域連合議会第17回防災医療常任委員会会議録 目次

令和2年10月17日

1	開催日時・場所	1
2	議 題	1
3	出席委員	1
4	欠席委員	1
5	事務局出席職員職氏名	1
6	説明のため出席した者の職氏名	2
7	会 議 概 要	3

1 開催日時・場所

開会日時 令和2年10月17日

開催場所 大阪府立国際会議場 1009会議室

開会時間 午後1時30分

閉会時間 午後3時35分

2 議 題

調査事件

- ・ 関西圏域における新型コロナウイルス感染症への対応等について
 - ・ 広域防災の推進について
 - ・ 関西防災・減災プラン（感染症対策編（鳥インフルエンザ・口蹄疫等））の改訂について
-

3 出席委員 (18名)

1番 海東 英和	20番 尾崎 充典
3番 富波 義明	22番 楠本 文郎
5番 平井 斉己	24番 藤本 眞利子
6番 成宮 真理子	27番 興治 英夫
9番 松浪 ケンタ	29番 岩丸 正史
12番 三田 勝久	30番 庄野 昌彦
13番 大橋 一功	32番 中村 三之助
14番 徳安 淳子	36番 水ノ上 成彰
16番 和田 有一朗	38番 北川 道夫

4 欠席委員 (1名)

34番 山田 正和

5 事務局出席職員職氏名

議会事務局長	古川 勉
議会事務局次長兼議事調査課長	高宮 正博
議会事務局総務課長	井野 健三郎

6 説明のため出席した者の職氏名

広域防災

広域連合長	井 戸	敏 三
広域連合委員（広域防災副担当）	久 元	喜 造
広域連合副委員（広域防災副担当）	村 井	浩
本部事務局次長	楠 本	忠 範
広域防災局長	早 金	孝
広域防災局防災参事（神戸市）	山 平	晃 嗣
広域防災局次長	田 中	孝 幸
広域防災局防災計画参事	計 倉	浩 寿
広域防災局広域企画課長	高 崎	和 則
広域防災局災害対策課長	中 道	一 義
広域医療局広域医療課長	美 原	隆 寛
広域防災局課長（奈良県）	中 西	秀 人
広域防災局参与（滋賀県）	嶋 寺	源 一
広域防災局参与（京都府）	壺 内	賢 一
広域防災局参与（大阪府）	橋 本	正 司
広域防災局参与（和歌山県）	森 田	康 友
広域防災局参与（徳島県）	志 田	敏 郎
広域防災局参与（京都市）	三 科	卓 巳
広域防災局参与（大阪市）	蕨 野	利 明
広域防災局参与（堺市）	松 本	文 雄

7 会議概要

午後13時30分開会

○委員長（平井斉己） これより、関西広域連合議会防災医療常任委員会を開催いたします。

本日は初回の委員会となりますので、一言ご挨拶申し上げます。

防災医療常任委員会の委員長を拝命いたしました、京都府議会の平井斉己でございます。

本日の審議が充実するよう努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

次に、副委員長をご紹介します。堺市議会の水ノ上成彰副委員長でございます。

○副委員長（水ノ上成彰） 防災医療常任委員会の副委員長を拝命いたしました、堺市議会の水ノ上成彰でございます。

不慣れではございますが、委員長を補佐いたしまして委員会のスムーズな進行に努めてまいりますので、ご協力よろしくお願いを申し上げます。

○委員長（平井斉己） 理事者側の出席につきましては、お手元に名簿を配付しておりますので、ご覧おき願います。

それでは、議事に入ります。

本日の案件は、関西広域における新型コロナウイルス感染症への対応等について、広域防災の推進について、及び関西防災・減災プラン（感染症対策編）の改訂についての3件であります。

委員会では、全てのマイクにスイッチが入っておりますのでご留意願います。

時間は全体として2時間程度を見込んでおります。終了予定時間は、15時30分を目途としたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、本日出席の連合長、及び連合委員、さらに副委員に、ご挨拶をお願いしたいと思います。

まず初めに、井戸広域連合長からご挨拶をお願いします。

井戸連合長。

○広域連合長（井戸敏三） 関西広域連合議会防災医療常任委員会の開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げさせていただきます。

まず最初に、このたびのコロナ感染症により亡くなられた方へのお悔やみを申し上げますとともに、罹患された方々へのお見舞いを申し上げます。併せて、医療・介護等の関係者の皆様へのご尽力に感謝を申し上げたいと思います。また、コロナ感染症に対して、これまで立ち向かってこられた府県民の皆様や事業者の皆様へのご尽力、ご協力にも御礼を申し上げたいと思います。

関西広域連合では、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置いたしまして、対応に当たっております。これまで9回にわたり対策本部会議を開催して、各構成団体の対応状況を共有するとともに、検査や医療資器材の広域的な融通や、広域的な患者の受入れ方針を決定するなど、協力体制を強化するとともに、府県を越えた往来の自粛を要請する「関西・外出しない宣言」など、その時期、その時期に応じまして府県民への統一メッセージを発出してまいりました。

また、国に対しましては、時期に適した要請や提案を行ってきたものでございます。7月には第1波への対応を検証して、第2波に向けて社会経済活動との両立に配慮して1波の経験を生かしてターゲットを絞った効果的な対策を行う、このことを方針として決定いたしました。8月中旬以降、新規感染者数は落ち着きつつありますが、秋以降の季節性インフルエンザとの同時流行への対応など、今後も感染の動向に適切に対応していく必要がございます。広域連合として、各構成団体の対策の情報の共有や、対策に当たっての共通の認識や対応をこれからも図ってまいりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

一方、平成30年台風21号ですとか、昨年の令和元年の房総半島台風15号ではライフライン設備の早期復旧が課題となりました。この教訓を踏まえまして、令和2年3月に西日本電信電話株式会社、関西電力、大阪ガスとのライフライン事業者3社との間で、大規模広域災害における連携協力に関する協定を締結いたしました。来月11月18日には、この協定に基づき、災害時の倒木撤去等に関する防災訓練を実施する予定にいたしております。事業者とのさらなる連携強化を図ってまいります。

また、平成30年に国内で26年ぶりに発生した豚熱への対応や、家畜伝染病予防法等の改正を踏まえまして、野生動物対策の強化などにつきまして、関西防災・減災プラン（感染症対策編（鳥インフルエンザ・口蹄疫等））を改訂し、関西圏における対策を強化してまいります。加えて、新型コロナウイルス感染症につきましても、今後の国や構成団体の検証結果などを踏まえながら、プランの改訂作業に取りかかってまいります。

さらに、昨今の激甚化・大規模広域化する災害に対処するためには、国を挙げた対策が必要であります。関西広域連合としては、事前防災から復旧・復興まで一連の災害対策を担い、東京のほか関西にも拠点を持つ双眼的組織である防災庁の創設を強く提言しております。このため、防災庁創設への機運を盛り上げますため、防災イベントへの出店やシンポジウム、セミナーの開催などを行いまして、国民的議論を高めるための啓発活動に取り組んでまいります。

今後とも広域防災を担当する兵庫県・奈良県と神戸市が中心となりまして、関西全体の防災力を高めてまいりますので、どうぞご指導のほどお願い申し上げます、私のご挨拶とさせていただきます。

○委員長（平井齊己） 続いて、久元委員にお願いいたします。

久元委員。

○広域連合委員（広域防災副担当）（久元喜造） 関西広域連合広域防災副担当を仰せつかっております、神戸市長の久元喜造でございます。

今年は阪神・淡路大震災から25年の年になります。大規模地震、南海トラフ地震津波対策、洪水、高潮、土砂災害などあらゆる災害を想定し、防災力の向上を図っていかねばなりません。同時に、このような年に新型コロナウイルス感染が拡大をいたしました。関西各地域の一致した対応が求められております。また、規模の大きな災害が発生した場合には、関西全体といたしましてほかの地域への支援ということも大変重要な課題であろうかと思っております。これらの課題を通じまして、ただいま井戸連合長からご報告がありました。連合長を補佐し、関西が一丸となって関西広域連合として防災対策をしっかりと講じることができるように全力を尽くしてまいりますので、委員各位のご指導、ご支援を心よりお願いを申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○委員長（平井齊己） 続いて、村井副委員にお願いいたします。

村井副委員。

○広域連合委員（広域防災副担当）（村井 浩） 皆さん、こんにちは。広域防災副担当の奈良県の村井でございます。

今もお話が出ましたけれども、近年、毎年のように地震、台風、豪雨などの大きな災害が発生しております。本年におきましても、7月の豪雨、あるいは9月に発生いたしました台風10号などにより、主に九州地方を中心でありますけれども、甚大な被害が発生しております。被災された方々には、心からお見舞いと、そして亡くなられた方にお悔やみを申し上げたいと思います。

そしてまた、新型コロナウイルスでありますけれども、既に全国で9万2,000の方が感染をされておられて、死者も1,650人を超えておるといことでございます。亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、先ほども連合長のほうからもありましたけれども、これから冬にかけてインフルエンザの流行期とも重なってまいりますから、気を抜けない時期に入ったというふうに考えております。この両方を合わせまして、そのコロナ禍での自然災害の対応、特に避難所における感染症対策などにつきましては、今後ノウハウ、あるいは情報の共有といった広域的な連携が非常に大切だというふうに考えております。

引き続き、委員の皆様方にご指導、ご助言を賜りまして、関西全体の防災力の向上に尽力してまいりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○委員長（平井齊己） それでは最初に、関西圏域における新型コロナウイルス感染症への対応等についてを議題といたします。対応状況について、早金広域防災局長よりご説明をお願いいたします。

早金局長。

○広域防災局長（早金 孝） 失礼いたします。

それでは、私のほうからまず関西圏域におけます新型コロナウイルス感染症の対応状況等につきまして、ご説明を申し上げます。着座にてご説明させていただきます。

資料の1-1をご覧ください。まず、感染者の状況でございます。10月13日現在で取りまとめたものでございますが、感染患者数は大阪府、兵庫県、京都府を中心に発生しております。累計で1万7,505名でございます。括弧書きをしておりますのは、第2波と言われております6月16日以降の発生数で、全体の8割以上を占めているという状況でございます。感染者のうち、退院や死亡数を除いて現在療養されている方は713名ということで、全体に占める割合は4.1%となっております。そのうち重症者は39名、そのほか自宅療養としては京都府と大阪府、また宿泊療養につきましては両府と兵庫県において存する状況でございます。

次に、2の感染経路についてでございますが、上段の表は6月16日以降のいわゆる第2波と言われている状況を整理しております。感染経路不明者数がまだ相当数ございますが、家族が5.9%と最も多くなっており、また飲食店・飲み会のほか、医療施設、社会福祉施設などでクラスターが発生しているという傾向が見られます。

2ページをご覧ください。関西圏域におけます新規感染者数の推移でございます。棒グ

ラフが一日の新規感染者数、折れ線グラフが一週間移動平均を示しております。第2波では7月に急増いたしまして、8月上旬をピークとしまして緩やかに減少している傾向が見てとれます。現在は、一日80人前後で推移している状況でございます。

次に、4の関西圏域におけるステージ判断指標の状況についてでございます。下段に政府の感染症対策分科会において示されたステージ判断基準のうち、感染急増のステージⅢ、あるいは感染爆発のステージⅣの基準を示していますが、各府県の現状につきましては上段のとおりで、右から2列目の感染者数の前週比、あるいは感染経路不明者の割合を除きまして、全ての府県でステージⅢの基準を下回っています。全体として総合的に見ますと、現時点において、関西圏においては感染急増期には至っていない状況にあるというふうに思います。

3ページをお願いいたします。参考資料といたしまして、全国の発生状況を示しています。東京都を中心として首都圏、それから大阪府、愛知県、福岡県といった、やはり人口の密集しているところでの感染者数が多い状況でございます。下段の人口10万人に対する直近1週間平均の感染者数では、都市部だけではなく、いわゆる北関東、熊本県、そして沖縄県といったところが突出して増えているというところが見てとれます。ただ、ステージⅢ、先ほどご紹介しました政府基準で言う15人という基準は、全ての都道府県で下回っているということでございます。

次に、資料の1-2をお願いいたします。これは、関西の各府県における対処方針でございます。これも10月13日時点で取りまとめております。表頭ご覧いただきますと、自粛要請・解除の判断基準ということで、各府県それぞれに対策のトリガーとなる基準を設けています。黒い四角で囲っているのが現時点での各府県における該当のステージということですが、実は一番上の滋賀県におきましては、一昨日10月15日に本部会議を開催し、この基準を改定されていच्छゃいます。ステージを3区分から4区分に変更し、現在は最も軽微なステージにあるとされています。そのほか、ずっと後ほどのページですが、鳥取県や徳島県などは、既に基準を解除しているというところもでございます。表頭の右側の列をご覧いただきますと、府県民への要請内容、それからその右側には事業主への要請についても整理しています。内容については、後ほどご覧いただければ幸いです。

また、次に資料の1-3をご覧いただきますと、これは時系列に国等の状況と広域連合の対応を、これまでのものをまとめたものでございます。それぞれの説明については時間の関係上、割愛させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の対応等についての説明は以上とさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

○委員長（平井斉己） それでは、質疑に移ります。

ご発言があれば、挙手を願います。なお、質問される委員は、先にお名前をおっしゃってから発言されますようお願いいたします。

楠本委員。

○楠本委員 失礼します。和歌山県の楠本でございます。楠本文郎と申します。

PCRの検査をどのように進めていくのかということで、幾つかお尋ねをしたいと思うんですが、今ご説明いただいた資料1-1のところ、感染経路として大阪府の家族という欄が抜けてるんですね。これ、ないはずはないけれども、指標としてないのかなというふ

うにも思いました。ご承知のように、和歌山県では当然感染することはあり得ることで、この感染した後が問題で、濃厚接触、いわゆる経路をとことん追いかけるということに取り組んできました。実は、9月の議会中に、定例会中に、看護師の資格を持った施設の従業員の方に陽性が出たんですね。それで、この方の事例として、どのようなPCRの検査をされましたかと問いました。そしたら、発症日前日の2日間に接触された方全ての方にPCR検査をかけ、同時にデイサービスの看護師としてサービスを行った方16名に対して追いかけて、同時にその前の日に別の市町で乳幼児健診の支援をしていたという経歴だったので、その乳幼児健診に来た親御さん、同居家族、別居家族、その友人などというところまでやって、同じようにその乳幼児健診を行った職員8名全員も当然ながらやったと。ここまで、和歌山県では接触経路を押さえるということにこだわっているわけなんですね。ですから、家族さんっていうのも出てくるし。なんやけど、大阪の方でないっていうのは、ちょっと共有しにくい事例かなというふうに思います。

私はそのことをちょっとご報告申し上げながら、特に強調させていただきたいのは、和歌山県の場合には、無症状であったとしてもPCR検査をかけて陽性が出たら、無症状であっても入院措置を取らせてもらうという形にしてるんですね。それが、8月末までに入院された方のうち、無症状の方は230名中52名。だから、5分の1強の無症状の方がおられて、その52名のうち症状が後ほど有症になったと、無症状から有症になったという方が20名以上記録されてるわけなんです。ですから、無症状であったとしてもPCRの検査を行い、とことん追いかけて濃厚接触として検査を受けて、無症状であったとしても措置をしていくってことは、特にこれからインフルエンザという仕分けをしなければならない時期に入るだけに、大事な点なんやないかな。これ、関西広域連合としても、共有したほうがええんとちゃうんかなという気持ちを持って質問させていただきます。

○委員長（平井斉己） 井戸連合長。

○広域連合長（井戸敏三） ただいまのご質問で、大阪のデータがない理由については、ちょっと私も承知しておりませんので、お許しいただきたいと思いますが、PCR検査につきましては第1波の頃は、発症した、発熱が37度以上あって、3、4日他の風邪ではないというような状況の方について、重点的にPCR検査を行ってございましたけれども、その後範囲をだんだん広げられまして、現在は今、委員ご指摘のように、陽性者が発生いたしますとその濃厚接触者と、特にクラスターが発生する可能性のある関係者は全てPCR検査をする。そして、第2次感染、第3次感染に波及しないようにしていくという対応を取らせていただいているのが、今の状況ではないかと承知しております。本県でも、そのような取扱を行っております。

無症状の方についても、陽性だということがはっきりいたしましたら、無症状の方であるからこそ、より濃厚接触者ですとか、関係者の把握に努めてPCR検査を行って、2次感染をさせないという取組は重要でありますので、陽性者である限り、濃厚接触者と、それからクラスターが生じかねないような関係者全員に、PCR検査をするという基本的な考え方で臨んでいるのが一般的なのではないか、というふうに考えているものでございます。本県でも、そのようにやらせていただいております。

○委員長（平井斉己） 橋本広域防災局参与。

○広域防災局参与（大阪府）（橋本正司） 大阪府の担当の橋本でございます。

感染経路についてご指摘をいただきましたが、資料1-1の2の感染経路の大阪府の欄をご覧いただきたいんですけども、この中で下から3行目でございますけども、濃厚接触者と上記以外と書いておりますけども、この中に家庭内感染も全て入っております。9月30日現在まででしか、私最新の数字を持っておりませんが、この2,550のうち家庭内感染は1,065名でございます。大阪府の場合も、濃厚接触者、家庭内感染、施設関連、それから飲食店と分類をして濃厚接触者の追跡をいたしております。

以上でございます。

○委員長（平井齊己） 楠本委員。

○楠本委員 ありがとうございます。理事者側にも楠本という姓の方がおられるので、和歌山の楠本で再質問をさせていただきます。

ちょっと安心をさせていただきました。家族という指標は、やっぱり取ったほうが他の府県との違いも分かるということで、そういうふうな記述に取っていただければ比較がしやすいということで、御礼を申し上げたいと思います。

その上で、実は濃厚接触者も家族以外の方も含めた数字として見るということなので、それも了解をしたいんですが、問題は感染経路不明という、ここの多さというところにも少し照準を当てていただけたらと思うんですよね。私がこだわるのは、基本のお答えは井戸知事からいただきましたように、無症状の方まで検査し、入院措置を取り、そして無症状の方ということは、何せ元気ですから、行動力があるわけですよね。これが拡散するということは間違いない、一般的な法則だと思いますので、この方々の固まりといいますか、地域的なもしくは分野的なところでの検査をやっていかないと、和歌山では大阪由来という言葉が使われているんですよね。私は大阪から1時間ほどかかりますが、和歌山市とか、いわゆる紀北筋の市町の感染者が出てくるという由来をたどっていったら、大阪の方との何らかの接触があったという事例がすごく多いわけですよね。それは、大阪を中心にして兵庫県も奈良県も滋賀県もみな放射状にいつてるということとも起因するのではないかと思うので、そういう無症状の方の固まり、これをこれからどうしていくのかということのを特にインフルエンザが心配される時期だからこそという思いなので、何らかの対策があればお聞かせいただけたらと思います。

以上です。

○委員長（平井齊己） 井戸連合長。

○広域連合長（井戸敏三） 無症状の対策、なかなか難しいんですね。第1波のときの状況では、無症状の人の発見が少なかった。ウエートが3%ぐらいだったんですけども、現在は5、6%ぐらいになっているのではないかと。これは兵庫の例ではございますが、それは結果として、症状がない方々でありますので、陽性者の濃厚接触者やあるいはそのクラスターが発生しかねない関係者の間を幅広くPCR検査をすることで、無症状者が発見されているというのが実態でございます。したがって、無症状者でも陽性であるならば、また濃厚接触者と関係者をPCR検査して2次感染を防いでいく。これが鉄則でございますので、この点を徹底していくということが基本になるのではないかと思います。併せて、本県の場合は、基本的には陽性者の10代は必ず全員入院。そして、医師の診断の下に療養施設に移っていただく方もありと、こういう運用をしてきたのでありますが、先日、政府が政令まで変えて、かなり弾力的な対応ができるような措置を行われまし

たので、先日、兵庫県といたしましては対策本部会議を開きまして、無症状の方については、医師の判断で入院をせずに療養施設にダイレクトに入っていただく。症状がある場合は、軽症であろうと必ず入院をして経過観察をした上で、よければ療養施設に入っていただく。こういう取扱いにすることに、この24日から、政令が施行される以降、このような取扱いにすることにいたしました。少し弾力化をしたんでありますが、基本は先ほど申し述べましたように、陽性者につきましてはしっかりと隔離をしていく。自宅待機など家族の下に置くことで家族感染を増やさないという基本原則を徹底していくべきではないか、このように考えているものでございます。ただ、これは本県の方針でございまして、いろんな対応ぶりが駄目だということではなかろうかと思えます。国としても、そのような弾力的な対応を認める姿勢であるわけでありますので、そこは実情に即した選択が各府県・構成府県で行われるのではないかと、このように思っております。

○委員長（平井斉己） 楠本委員。

○楠本委員 基本的には了解をさせていただいて、井戸知事さんがおっしゃられた基本的なところの一致点で、関西広域連合としては共同していきましょうということで、こだわるところはそれぞれのところでこだわってもらええで、というぐらいでお受けしたと思って、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○委員長（平井斉己） 北川委員。

○北川委員 神戸市の北川でございます。

感染状況の報告の中で、残念ながら亡くなられた方が各府県のトータルで340名おられます。これ全国では今1,600名強という数字があるんですけど、関西広域連合では340名。亡くなられた方の年代が、ちまたでは高齢の方が多いと聞いてますんですけど、この各府県の亡くなられた方のご年齢、年代別でも結構なんですけど、もし分かれば教えていただければと思っております。

○委員長（平井斉己） 早金局長。

○広域防災局長（早金 孝） 委員のご指摘、ありがとうございました。誠に申し訳ないんですが、各府県の状況について、今手元のほうで詳しい年代の状況は持ち合わせておりません。ただ、それぞれご覧いただきますように、やはり多いところ、少ないところ、ちょっとばらつきがあるので、小さなところは多分精緻に把握されてらっしゃると思えますし、多いところは多いところなりに傾向は把握してるのではないかな。各府県で理解すると。ちなみに兵庫の場合の例でいきますと、やはり第1波のときは、いわゆる社会福祉施設あるいは医療機関での高齢者がお亡くなりになった例が多いというふうなことで、亡くなられた例そのものは第2波のほうが少ない、全体の傾向にございます。やはり、これは全国的な傾向だと思うんですが、無症状・軽症は若者たちに多い。ですから、お亡くなりになる、重症化するのはどうしても高齢者が中心ではないかなというのが、全体としての我々の認識でございます。

○委員長（平井斉己） 北川委員。

○北川委員 ある学者の方がいわく、コロナがなくても統計的に、それは高齢社会ですから寿命は延びてるんですけど、コロナがなくても今のコロナの状況と比較してもそれほど、何と言うんですか、自然な形の年齢というふうなことをおっしゃる方もおられるんで

すね。それはこの辺の比較というか、それは専門家でないと分かりにくいんですけど、そういう方もいらっしゃるんですけどね。どれだけこのコロナの影響で、亡くなってる方の年代に相関がある。相関というか、なかなかちょっと表現が難しいんですけど、コロナの影響じゃないと言われる方もおられまして、年代別も、もしつかんでおられるのであれば、あまり一般には公表されてませんので、もし分かれば公表していただきたいということだけ申し上げときます。

以上です。

○委員長（平井斉己） 和田委員。

○和田委員 兵庫県の和田でございます。

1点お伺いしたいんですが、あんまりいい言葉かどうか分かりませんが、いわゆるコロナ差別というか、そのことなんですが。最初の頃、そういう方がお出になると、非常に近隣からいわれなき差別というか、そういったことが起こりました。実際、私もその話を聞いたことがあります。一家離散でそこには住めないという状況で、大変な状況になってしまうということを実際聞いたこともあるんですが、現在把握されてる範囲で、やっぱりまだそういうところはあるのかなど。それとも、もうやはりこれだけいろいろと啓発活動等が進んできてますから、実際にはもうそんなことはないというふうに把握しておられるのか。把握してる状況ですね。それと、実際にはあってはならんことですが、そういうことがないように今後どう啓発していくのかっていうことを、ちょっとお伺いいたします。

○委員長（平井斉己） 井戸連合長。

○広域連合長（井戸敏三） 現在でもないことはない、というふうに承知しております。特に、大都市よりは中都市、小都市、田舎の地域がそのような指弾を受けやすい状況にあるんだという指摘は、今でも続いているのではないかと。こんな認識でおります。ですから、この感染経路で不明というような方々の中には、どうしても明かさないでほしい、というような意味で不明扱いにされてる方々もいらっしゃいます。現に兵庫県でも、市町の名前を出すと、特定をすぐにされてしまうということで、保健所の管内は出してもやむを得ないにしても、市町の名前は出さないでほしいという方も、まだ現にございます。そのような意味で、一生懸命に、ある意味で人権問題として取り上げて啓発に努めているわけですが、なかなか現実に解消はしていないというのが実情でございます。では、有効な手だてがあるのか、これもなかなか難しい。やはり一人一人の人権感覚に訴えていくということ、啓発を進めていくということが基本にならざるを得ないのではないだろうか。そして情報等の提供には、そのような場面に注意をして情報提供もしていく。両面に対応せざるを得ないのではないかと考えて進めているところでございます。

○委員長（平井斉己） 和田委員。

○和田委員 よく分かりました。やはり大都市ではやはり今の時代、割とこういうのはそんなにひどいものではないだろうというのが察しがつくわけですが、やはり私が最初的时候にも聞いたのは郡部の話で、やはりそういったところにより強く、市町に対して啓発活動をするようにということを、各構成府県で、ぜひとも取り組んでいただきたいということをお願いして、質問を終わります。

○委員長（平井斉己） 他に質問はございませんか。よろしいですか。

それでは、ご発言も尽きたようでありまして、本件についてはこれで終わります。

続いて、広域防災の推進についてを議題といたします。広域防災の取組状況について、早金広域防災局長よりご説明をお願いいたします。

早金局長。

○広域防災局長（早金 孝） それでは引き続きまして、広域防災の推進につきましてご説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

資料の2をお願いいたします。時間の関係上かいつまんでご説明をさせていただきたいと思っております。

まず2ページをお願いいたします。広域防災局の役割といたしまして、4項目を掲げております。1点目は防災計画等の策定・運用です。大規模災害時に広域連合が取るべき対応方針を体系化した関西防災・減災プラン。そして、同プランに基づき応援・受援に係る実施体制や活動手順等を示した関西広域応援・受援実施要綱。さらに、南海トラフ地震発生当初の初動緊急対応期における行動マニュアルである南海トラフ地震応急対応マニュアルを策定し、運用しております。2点目は応援・受援の調整です。大規模広域災害発生時には、このプランや要綱に基づき、カウンターパート方式による支援など広域的な応援・受援の調整を行います。3点目は関係機関・団体との連携です。大規模広域災害に対処するため、関東、九州といった広域ブロックや、国、実動機関、民間団体等と連携を進めています。4点目は防災・減災事業の展開です。広域応援訓練、また防災人材育成事業、そして帰宅困難者対策等の事業を実施しております。

以下、それぞれ4点につきまして順次説明をさせていただきます。

3ページをお願いいたします。まず、1点目の防災計画等の策定・運用であります。関西防災・減災プランとして、表に記載しております4つの災害分野別にプランを策定しています。地震・津波災害対策編、風水害対策編、原子力災害対策編、そして感染症対策編です。平成26年6月に、この4つの分野の策定を完結いたしました。後も随時改訂を行っています。今年度は平成30年に国内で26年ぶりに発生した豚熱への対応や、家畜伝染病予防法の改正を踏まえまして、感染症対策編（鳥インフルエンザ・口蹄疫等）の改訂を予定しております。その改訂内容につきましては、この後の議題でご説明をさせていただきます。4ページ以降にそれぞれのプランの内容を記載しておりますが、それぞれの説明は割愛をさせていただきます。

そして次に少し飛びますが、10ページをお願いいたします。南海トラフ地震応急対応マニュアルです。南海トラフ地震が発生した際に、的確に応援・受援等実施できるようタイムライン形式で各主体の取組を整理しています。今年度は南海トラフ地震、臨時情報発表時の様々な発生パターンに応じた応援・受援対応を整理して、一部改訂する予定としております。

11ページをお願いいたします。関西広域連合事務局の業務継続計画（BCP）でございます。大規模広域災害時に、限られた業務資源で非常時の優先業務を的確に行うため、本年7月に業務継続計画を策定いたしました。新型コロナウイルス感染症対策の経験を踏まえまして、感染症発生期における業務継続について記載しております。応援職員の派遣前のPCR検査の実施や派遣先での感染予防対策の徹底などを明示しております。なお、本年の7月豪雨災害におきまして熊本へ先遣隊を派遣した際には、これにのっとり対応いたしました。

2点目の応援・受援の調整です。12ページをお願いいたします。まず、東日本大震災の対応です。平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、3月13日緊急の広域連合委員会を開催いたしまして、発生直後から広域連合として活動を開始いたしました。

13ページをお願いいたします。このとき、全国に先駆けて行ったカウンターパート方式による支援。記載の図にありますように、構成団体ごとに担当する被災団体を決めて、迅速かつ機動的で継続性を持った責任ある支援を行うというもので、大規模広域災害における支援モデルとなっています。

14ページをお願いいたします。主な支援内容を記載しております。以下、15ページ以降にそのほか記載しておりますように、28年の熊本地震への対応、また17ページには鳥取県中部地震、さらに18ページには平成30年大阪府北部地震、また20ページには平成30年7月豪雨、こういった大規模災害等への応援派遣を行ったことについて整理をしております。

少し飛びまして23ページをお願いいたします。令和元年東日本台風でございます。昨年の10月12日、台風19号の影響によりまして関東・甲信・東北地方などで記録的豪雨となり、全国14の都県に災害救助法が適用されるなど、大きな被害が生まれました。

1ページ飛んで、25ページをお願いいたします。関西広域連合といたしましては、人的支援として家屋被害認定をはじめとする被災者支援業務に、累計で2,891人の職員を派遣いたしました。

26ページをお願いいたします。新型コロナウイルス感染症への対応です。先ほどもご議論いただきましたが、関西圏では令和2年1月28日に奈良県で初めて感染者が確認されたということから、同日に対策準備室を設置。3月2日には対策本部を設置して、現在まで9回にわたり対策本部会議を開催し、関西が一体となった感染拡大防止の取組を進めています。

27ページをお願いいたします。関西広域連合の対応の1つとして、府県民への統一メッセージを发出了しました。4月8日には政府の緊急事態宣言を受けて、関西の府県民に対しまして外出及び府県を越える移動の自粛を呼びかけ、その後も感染状況等を踏まえて、府県民、事業者等に対して統一メッセージを發出してきたところでございます。

28ページをお願いいたします。広域的な医療連携ということで、構成団体の医療検査体制の状況を共有しつつ、医療資器材の広域融通等を実施いたしました。

29ページをお願いいたします。感染症対策の現場で直面する課題につきまして、全国知事会等とも連携を図りながら、水際対策の強化など、随時国への要望を行いました。

30ページをお願いいたします。関西の経済団体との連携です。全国的にマスクや防護服等の医療資器材が不足しましたことから、経済団体に医療物資・資器材の増産あるいは流通拡大の依頼をいたしましたところ、会員企業から多数の物資の提供、さらには寄附金をいただきました。

31ページをお願いいたします。6月中旬からのいわゆる第2波の拡大に対応して、7月22日の連合委員会におきまして、第1波における対応の総括と、次なる波への取組の方向性について申合せを行いました。第1波での一律的な移動自粛や休業要請が社会経済に大きな打撃を与えたという反省に立ちまして、ターゲットを絞った効果的な感染症防止対策を徹底し、社会経済活動の維持向上に向けて、関西が一体となった取組を進めてまいります。

32ページをお願いいたします。広域連合の取組の柱の3点目です。関係機関・団体との連携ということで、大規模災害への備えに万全を期すため、各広域ブロックとの応援・受援の仕組みを相互応援協定により確立しようとするもので、表に記載のとおり九州地方知事会また関東九都県市等と協定を締結しています。

33ページをお願いいたします。民間事業者との連携推進です。災害時における応援・受援業務を円滑に行うため、表に記載のとおり、これまで民間事業者と17の協定、覚書を締結し連携を図っています。

34ページをお願いいたします。広域連合の取組の柱4点目の防災・減災事業の展開です。まず、災害時の物資供給の円滑化の推進です。大規模災害時の緊急物資の確保や、輸配送についての課題解決に向けまして、民間物流事業者・流通事業者等の参画を得まして、平成28年8月に緊急物資円滑供給システムを構築しました。このシステムの特徴といたしましては、物流をコントロールする専門組織を被災した災害対策本部内に設置し、民間事業者のノウハウを生かすためトラック協会、あるいは倉庫協会に参画をいただいて、物資の調達・配送に協力をいただこうとするものであります。

35ページをお願いいたします。災害時の円滑な物資供給を実現するために、民間団体や事業者にも参画いただきまして、関西災害時物資供給協議会を29年1月に設立いたしました。災害時はもちろん、平時から備えとして訓練を行うとともに、後ほどご説明いたします広域応援訓練でも民間事業者との連携を図っているところであります。

36ページをお願いいたします。帰宅困難者対策でございます。官民連携組織の帰宅支援に関する協議会において検討を行いまして、昨年の9月関西広域帰宅困難者対策ガイドラインを策定いたしました。行政機関にとどまらず、民間の関係機関が取り組むべき対策も含めて、帰宅困難者対策を総合的に示しています。また、朝の通勤時間帯に発生した大阪府北部地震の教訓を踏まえまして、発生時間帯に応じた行動ルール等を示しています。また、発災直後からの関係機関の役割・対応手順を整理し、オペレーションマップ・タイムラインというものを測定しています。

37ページをお願いいたします。帰宅困難者対策の全体のイメージですが、発災直後の一斉帰宅の抑制を基本といたしまして、事業所内待機、また駅等での利用者保護から帰宅支援まで、可能な限り自助を前提としつつ共助も含めた総合的な対策を講じることとしています。

38ページをお願いいたします。災害時帰宅支援ステーション事業です。大規模災害発生時、帰宅困難者に対して協定を締結している事業者の店舗におきまして、水道水・トイレそして道路情報などを提供いただくものです。現在、登録店舗数は1万1,000店舗を越えて、平成30年の大阪府北部地震の際にもこの支援機能を発揮していただきました。

39ページをお願いいたします。外国人観光客対策です。帰宅困難者対策ガイドラインの別冊といたしまして、令和元年9月に外国人観光客対策を取りまとめました。外国人観光客は災害の基本的な知識や土地勘といったものが不足されてるということから、避難行動が取れない場合があります。また、日本語でのコミュニケーションも困難な場合があるため、特性を踏まえた支援に取り組むというものです。このため、まず外国人観光客への情報提供として平常時から災害関連情報の入手手段の各周知を行うということや、外国人観光客に提供が必要となる災害関連情報について記載しています。

次に41ページをお願いいたします。広域応援訓練の実施についてです。まず、関西広域応援図上訓練であります。大規模広域災害に備えた連携強化、そして災害対応能力の向上のため、関西災害時物資供給協議会会員の皆さんや広域ブロック等の参画も得まして、緊急物資供給をテーマとした図上訓練を実施しています。今年度は感染症対策もございましたので、オンラインでの開催を予定しております。

42ページをお願いいたします。こちらは関東の九都縣市との合同防災訓練の様子です。災害応援協定に基づきまして、広域ブロック間の応援体制強化のため、相互参加を訓練で行うということとしています。この訓練内容は緊急物資の輸送訓練の様子です。

43ページをお願いいたします。防災人材育成事業でございます。この表に記載のとおり、基礎研修、そして災害救助法の実務研修、また家屋被害認定研修といったものをそれぞれ担当府県を決めて実施しています。家屋被害認定研修では、ウェブを利用して受講できるeラーニングでの研修もしておるところでございます。

44ページをお願いいたします。原子力災害への取組です。平成24年3月に原子力事業者と安全確保に係る覚書の締結を行っており、原子力施設に係る情報を事業者から直接提供を受けています。2つ目に国に対して原発の安全確保と防災対策について、新規制基準の策定やその後の原発再稼働に当たり申入れを行っております。また、3つ目に福井エリア地域の原子力防災協議会における避難計画の策定に参画しているところでもあります。

45ページをお願いいたします。原発事故を想定した広域避難の取組といたしまして、平成26年に原子力災害に係る広域避難ガイドラインを策定いたしました。福井県の若狭湾の原発の30キロ圏内の住民の方々のうち、約30万人を関西圏全体で受け入れるということとして、避難元そして避難先の市町のマッチングを行いますとともに、広域避難の手順を具体化しています。これらは原子力防災協議会の避難計画の基礎となっているところでもあります。またガイドラインの実効性確保のため、平成28年度から広域避難訓練を国、福井県、京都府、滋賀県そして広域連合と合同で実施をしております、継続的に開催しているところでもあります。なお、今年度は感染拡大防止の観点から中止とすることとしています。

46ページをお願いいたします。最後に防災庁の創設の提案でございます。知事のご挨拶にもございましたとおり、防災庁の創設については、過去の災害の教訓を生かして事前対策から復旧・復興まで一連の災害対策を担い、首都機能のバックアップのために関西圏にも拠点をもつ防災庁、こういったことの創設を提言しております。平成29年に広域連合において有識者による懇話会の提案を取りまとめた後、国民的議論に高めていくため国への提案、啓発活動を実施しているところでございます。

以上、長くなりましたが広域防災の推進についての説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（平井齊己） それでは、質疑に移ります。

発言がある方は、挙手をお願いいたします。

中村委員。

○中村委員 京都市会の中村三之助でございます。幾つか質問をさせていただきます。

まず最初10ページですが、ここにですね、南海トラフ地震応急対応マニュアルの下のところに令和2年度改訂予定ということで、令和元年度の関西防災・減災プランの改訂を踏まえ、南海トラフ地震の様々な発生パターンに応じた応援・受援対応を整理ということで、

予定ということで書いてございますけども、まずこれについては今年度そういう形で作成されるとしたら、いつ作成されるのかが1つ質問です。

それから続けて33ページの民間事業者との連携推進ということで、これも大変結構なことで、今後ですね、それぞれの自治体で既にいろいろ行われてきてることやと思うんですけども、そこで質問は12府県市の全てがこれらの提携の内容についてみな同等という形で捉えていいのか。それぞれがまた、府県市で、独自でいろんな企業と民間と協定提携をされてると思うんですけども、それはそれで地域でやればいいし。広域連合としてこういう形でやってきてると、こういう理解でいいのかということも、ちょっと確認をさせていただきたいと。

それと、どの程度の災害の規模において、この協定が発生・発効で実施されるということになっているのが、その辺の基準というものがあれば、ちょっとその辺をご説明願いたいと。

それと、やっぱりこういったことは、ただ単なる協定を結んでいるだけでは、実際、事があったときに効率良く効果的な応援ができるかどうかということのも問題だと思うので、そういう意味では平常時における訓練というか、こういった体制のいろいろシミュレーションしながらいざのときに備えるというこういった取組も必要やと思うんですけども、その辺についてのお考えをどうなのか。

まず以上の点でご見解をお願いします。

○委員長（平井齊己） 早金局長。

○広域防災局長（早金 孝） ありがとうございます。4点ご質問をいただきました。

1つ目、10ページのマニュアルの改訂の件でございます。先ほどもご案内いたしましたとおり、関西防災・減災プランの改訂を行いました。その中に、実は南海トラフ関係のものとしたしまして、政府のほうが予定しております臨時情報、つまり異常な現象が生じた場合の対応。よくマスコミ報道でされるのは半割れとか一部割れとかゆっくり滑りとかっていう、そういう現象が見られたときの対応をどうするのかっていうふうなことがありますので、そういった発生パターンに応じてどういう行動を取るのかっていうふうなことを、マニュアルにも落とし込んで検討したいというものでございます。いつ改訂するかという時期は、今ちょっと内部でというか実務者の中で協議・検討しておりますので、年度内にはもちろん改訂したいと思っております。

それから2つ目、33ページの民間事業者との協定の件でございます。この協定、関西広域連合として記載のとおり数多く協定させていただいておりますが、委員ご指摘のように各自治体、団体でも協定してるものとの関係とか、その効力の関係はどうかというのですが、協定の中身にもよるんですが、最近締結した例えばライフライン事業者との協定の例を申し上げますと、ここではNTT西日本、関西電力、大阪ガスと先般の災害、特に風水害での対応で倒木をしたときのライフラインが停止したときの対応みたいなことについてですけども、関西広域連合として協力し合おうというふうなことをしております。ただ、地域地域によって自治体とそのライフライン事業者、例えば関西電力さんとの関係において、協力の度合いとか地域の事情もあるようでして、そこは支社と府県とか、支社と市町というふうな格好で、個別の具体的な対応については、その全体としての広域連合の協定に基づいて具体的なものは覚書なり細則というふうなことで決めていきたいと思います。

う合意の下で行っています。ですからそういう関係のものと、委員ご指摘のように独自でもう既にやってるものもある。それは無効かと、当然そんなことはなくって、それはそれを生かしていただけたらいいのではないかというふうに思っております。屋上屋を重ねるというよりも、お互いに補完し合って強化していく、関西圏の安全・安心を高めていくという趣旨で、関西広域連合としてもできることをしていきたいというふうに思っております。

それから、これらの発効についてどの程度の規模の災害で発効するのかというのは、基準があるかという、それは特に設けていません。具体的には、やはり起こったときに、昨今でいくと、結構、風水害でも激甚化してますので、毎年のように大規模な災害があったり、あるいは救助法が適用されるようなものがあります。こういったときに、やはりそういったせつかく民間事業者の手も借りないといけないとか、協力することによって府県民の皆さん方の復旧・復興が早くなるというふうなことであれば、お願いをする。大抵の協定はどちらかから、通常は行政側から申入れ、お願いをして、それに協力してもらおうという関係のもので、それはその時々に応じて関西広域連合として判断してほしいなというふうに思っております。

それから、こういった協定の実効性を確保するために訓練も必要ではないかというご指摘ですが、当然に、先ほども少しご紹介しましたが、関西広域連合におきましても、広域の図上訓練や、あるいは実動訓練も実施いたします。特に、さっきのライフライン事業者との協定は結んだばかりですので、一度実動訓練をしてみようということで、11月に予定をしております。そのほか、全体の合同防災訓練を毎年行っておりますけれども、その中でも参画をいただいて、ぜひお互いの相互の顔の見える関係をつなげることによって緊急時の対応が円滑になると思っておりますので、できるだけ訓練も継続していきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（平井齊己） 中村委員。

○中村委員 ありがとうございます。

今のご答弁の中で、次に聞きたかった帰宅困難者対策の中で災害時帰宅支援ステーション事業ということで、これも提携をいろいろされてきてると。これも同じように、各自治体でもそういうようなのをやってきてるといふところがあるわけですが、今のお話で基準はないと。基準はないからそのときの様子によって、関西広域連合としてこちら側がお願いをするというふうなお話でしたけれども、実際、非常時災害って急に起こってすぐ対応していかなあかん。スピード感を持っていかなあかん中で、果たしてそういうお願い、助っ人というのか、これが今のお話でしたら12府県市、連合長が判断して、ほな頼むわなっていうことで、ずっとそういうような形をイメージしてしまったら、これはちょっと遅いやろうと。それぞれの12府県市で、それぞれ任されているような状態ををお願いすると。地域によっても違うわけやから。そういうところでスピード感を持って依頼し、実際その協定が実あるものにしていかないと、事があったときには何にもならんところにも思うので、その辺についての、私が今心配しているようなところでの対応というのは、いかがお考えなのか。

○委員長（平井齊己） 早金局長。

○広域防災局長（早金 孝） ありがとうございます。

まさに今、委員ご指摘のような実例がですね。少し違うかも分かりませんが、大阪府北部地震の際、この帰宅支援ステーションが機能したということを経験の中でご紹介いたしましたが、もともとの協定では行政側が依頼をするってということに基づいてステーション側が動くという協定になっていたんですけれども、大阪府北部地震の場合に、そんなことしている間がなかった。そうしたら、起こった瞬間に受け入れしてもらったほうがいいんじゃないかというふうなことから、その後、チェーンストア協会等ともお話をしまして、実はそういう協定だけでもこちらから依頼がなくても機能させましょうというふうなことになっておりますので、災害の経験を積み重ねながら改善していくというふうなことで、協定の内容を充実させる。充実というか強化していく実際の内容を、という動きを、一つしていることをご紹介させていただくのが1つ。

あと、今まさにおっしゃったように、関西広域連合の連合長が判断しないと、各自治体で起こることへの対応がそれぞれのほうでできないのかということにつきましては、先ほどライフライン事業者のところ、例として申し上げましたけれども、細則について、要は具体的に支社と当該地域の自治体との話し合いによってルールというか手順・マニュアルを決めていくというふうなこともありますので、そこは多分ご理解いただけたと思いますが、災害に対応してできるだけ迅速に対応するために、そのベースとなる協定を生かしていただくために、ぜひそれは自治体のほうで事業者との関係において効果を発揮していくようにしていただけたらというふうに思っています。必ずしも連合長が判断しないと、この協定が動かないから、京都ではこれが全く機能しない、ということではないのではないかとこのように理解しております。

○委員長（平井齊己） 中村委員。

○中村委員 まさに今おっしゃっていただいたように、機能しないことはないのではないかと思うということですが、そうでなかったら困るので、そういうところは当然、こちらがお願いするほうもですけど、それをお願いされるほうも、そういう認識があるような形をしっかりと、協定のそういった会合のところ、はっきりしとくようにしていただいたほうがいいなってことも思うんです。

それで今の災害時帰宅支援ステーション事業の中で、ステッカーを貼るということで、今現在、実際1万1,395店舗。これは今の12府県市内の店舗数のコンビニ等のところだと思うんですけども、そちらの認識としてこの数というのは、今現在、どれくらい皆さんの思いでは、こういった協定をしていただいているところのコンビニ等について、12府県市でクリアできてるのか。何%ぐらいだと。これで完成してると思っただけじゃないと思うんですけども、ずっとそれぞれ依頼をし続けておられると思うんですけども、その辺についての認識はいかがでありますかね。

○委員長（平井齊己） 早金局長。

○広域防災局長（早金 孝） まさにこの取組というのは、関西広域連合が設立される以前に関西圏の取組として官民連携事業として着手して、結構関西圏では伝統のある取組であります。全国的にも今となっては普及しているわけですが、委員ご指摘のようにこれで全部かという、必ずしもそうではない。ただ、例えばチェーンストア協会ですね、コンビニエンスストアの大手のところとはもう既に協定をしておりますので、その店

舗についてはカバーしているという認識をしております。ただそのほかにも郊外型の店舗で徒歩帰宅をされる際に支援をできるような業態の店舗や事業所はあるのではないかという視点で見たときに、まだまだ数はいけるのではないかなと。ただ、大手のところについてはおおむねいけてるのかなというふうなことです。ただ、今データとして100のうちどこまでかっていうデータまでは持ち合わせておりませんので、そこは明確にお答えできないのは残念ですが、十分かというと必ずしも。どんどんどんどんやはりこういったものは安全セーフティーネットを広げるほうがいいので、事業者の皆さんの協力を得て増やしていきたいという思いはありつつ、一定程度の水準までは確保できているのではないかという認識をしております。

○委員長（平井斉己） 中村委員。

○中村委員 このステッカーはあまり見ない。確かに貼ってあるところもありますけど、コンビニエンスストアとかで。これは関西広域連合域内でのこういう共通のステッカーなのか、全国またいで日本全国共通のこういうデザインになっているのか、これはいかなんですか。

それから、配付状況なんかは。随時これをずっと関西広域連合から12府県市のほうへ配付されてると、そういう流れなのか。それぞれの自治体でそれぞれ作って渡しているのか、この辺はどうされているんでしょうか。

○委員長（平井斉己） 早金局長。

○広域防災局長（早金 孝） このステッカーは帰宅者マークとか言われてるんですけど、先ほど申し上げたとおり、関西が結構先導的に取り組んだ内容ですけども、ご案内のとおりローソンやセブンイレブンといった全国展開しているチェーンストア協会とも協力しながらやっておりますので、このデザインは関西、このデザインは関東とするとなかなか普及しづらいというふうなこともあるので、デザインのマークについては共通のものを使っております。

もう一つご質問のありました配付の方法について、自治体ごとにするのかっていうことにつきましては、これは関西広域連合の事務局のほうで印刷をしてチェーンストア協会なり、この協定を結んで事業所さんを通じて配布しているという状況にあります。

○委員長（平井斉己） 中村委員。

○中村委員 最後にひとつ、お願いも含めて言わせていただきたいのが、対象地域として、38ページですけども、それぞれ8府県がここに書いてあります。前にもこんな話があったと思うんですけども、関西広域連合は12府県市、8県4政令市含めて構成団体なわけで、国からのそういう都道府県のいろんなデータを転載するときには、4政令市がなくてもこれは分かるんですけども、関西広域連合で資料を作る際は、やっぱり4政令市もきちっと載せといていただきたい。特に、私の京都の感覚でいうたら、京都府と書いてあったら京都市は入ってないんですよ。京都の中では、京都府と言うたら京都市以外の市町村が、そういう認識を我々ではするわけで。京都市は入ってないというのが一般的な解釈するので。そういう意味では、ご存じのようにこの構成府県市に入っているのは大都市だからですね。大都市4政令市が入る意味は、大都市が入ってないと全体として大都市政策というものがなくして進められないと。これははっきりしてるわけですから、そういう意味では、少なくとも関西広域連合の資料においては4政令市もきちっと分けて、構成12府県市とい

うことではっきりして表記をしてほしいということ、ちょっとお願いしときたいと思います。

○委員長（平井齊己） 井戸連合長。

○広域連合長（井戸敏三） 委員のご指摘の点、ごもっともな点があるかと思えます。統計の整理の便宜のために府県ごとに整理をさせていただいているデータが多いんですが、おっしゃいますように、政令市も区分したほうが望ましいと考えられるデータ等につきましては、極力政令市を区分して。例えば、兵庫県という中の合計は兵庫県で政令市も入れさせていただき、うち神戸市というような区分をしまして明示できるように、できるだけ心がけるようにしたいと存じます。

○委員長（平井齊己） よろしいですか。

他に質問はございませんか。

海東委員。

○海東委員 滋賀県の海東です。

36ページの帰宅困難者という形でくくられているうちの、帰宅断念者という人たちの行動の誘導とか扱いについては、37ページではどういうふうに見たらいいんですか。

○委員長（平井齊己） 計倉広域防災局防災計画参事。

○広域防災局防災計画参事（計倉浩寿） 36ページの帰宅断念者と遠距離徒歩帰宅者に分けております。遠距離でも徒歩で帰られる方以外の方、だから一般的な帰宅困難者が断念者と思っていただければ結構かと思えます。37ページに、ですから全てが適用されると思います。37ページの図は全てが適用されると思います。

○委員長（平井齊己） 海東委員。

○海東委員 要は、分からない人たち、困っている人々を誘導するためのポンチ絵やと思うんですが、滋賀県で新快速に乗って大阪へ通う人、兵庫へ通う人考えたら、勤め先のエリアで被災をして、歩いて帰るのはやっぱり困難ですよ。どうしたらいいの。季節とか雨の状況とかによっても、いわゆる途方に暮れるわけですね。そういう人たちも、一定数というかかなりいると思うんですね。京都府の方もいらっしゃるでしょうし、和歌山や兵庫や鳥取の方もいらっしゃるでしょうし。一番困難、歩いて帰られるんやったら水をもらいながら帰ったらいいわけですよ、朝まで歩いたらね。だけれども、帰れないという人々をどう、夜を明かすか何か分かりませんが、安全な時間までちゃんとある程度の環境をもってお世話できるっていうことが大事だと思うんですが、そのことがきちんと扱われてないんじゃないかっていう指摘です。

○委員長（平井齊己） 計倉参事。

○広域防災局防災計画参事（計倉浩寿） ご質問の趣旨を捉えずにちょっと雑駁な答えをしてしまいまして、申し訳ございません。

37ページをご覧くださいますと、今ちょっとご指摘のそこから、考え方のところからご説明申し上げますと、遠い近い、極端に近いところは別ですけども、一般的にお勤めとか通学されてて大規模な地震が起きて交通機関が止まったら、一斉帰宅を抑制すると。みんなが帰宅に向けて動き出すのが非常に危険ということで、まず一斉帰宅を抑制するということから始まります。そのためには37ページのところにありますように、この左の緑ですけれども、事業所の従業員の方は事業所にとどまっておくと。ですから、遠くて帰

れない方はどうするっていうところにつきましては各事業所で、災害の規模によりますけど、最大3日間は備蓄なりをして、事業所で待機をしていただけるような体制を取っていただきたいというところがございます。そのほか、その下ですけど大規模施設とか駅の利用者。これは勤め先とか学校を離れて駅前とかで滞留されてる方、特に行き場のない方です。こういう方については、駅前で協議会というような組織を作りまして、ここで一時退避場所とか泊まることのできる一時滞在場所でありまして、そういうところに誘導して、これも一斉帰宅抑制の考え方の下、最大3日間は安全に待機なり滞在をしていただけるような体制を取っていくということでございます。これが基本でございます、あと3日等がたつて交通機関が動き出すとか、交通機関が動かなくても部分的に動くとかということになれば、帰宅支援のほうへつながっていくと。バスで輸送したりとか、そういうことをしていくということでございます。ご質問の趣旨から踏まえて答えますと、特に帰れない方、もちろんこの方を対象にしているということなんですけれども、その方をすぐに帰すという考え方よりは、まずはそれぞれのところで待機をしていただく。行き場のない方は、協議会という共助の組織でもって待機場所を整備していく。こういうことでもって安全確保をしていこうというのが全体の考え方でございます。

○委員長（平井齊己） 海東委員。

○海東委員 駅とか、そういうところにたまたま集まった人たちとかは動きますよね、次々押しかけてきたり。協議会を作るとか、結構な話なんですけれども、やっぱりコンビニとかにお願いをしてっていうのは、事務的にできていく手続なんで取り組みやすい部分もあると思うし、そういう部分をしっかりしていただくと結構かと思えますし、例えば、最寄りの学校の体育館とかそういうものが、基本原則として、関西は駅の近くの体育館に行ったら何とか雨露はしのがしてくれるんやとかね、もっと分かりやすい形で協力のルールをやっぱり相談していただいて、そして、安心して通勤なり帰宅ができない場合も、心の支えがはっきりあるようなお導きをしていただきたいなというふうに思いますので、今後の検討を期待してお願いをしたいと思います。

○委員長（平井齊己） 他にございませんか。

成宮委員。

○成宮委員 京都府議会の成宮と申します。

原子力災害への取組について3点ほど伺わせていただきたいというふうに思います。44ページ、45ページとテロップをいただいておりますけれども、まず1点目に原子力事業者との関係、また国の原発政策との関係ですけれども、この間、国のほうが、この前の総務常任委員会でも少しやりとりさせていただきましたが、国のほうが老朽原発40年までというふうにしていたものを、そうではなくて60年まで最大認めようという方向に大きく踏み出そうとなっております、関西地域に大きな影響が想定される、福井県内等の原発についても、そういう方向があるよ、というふうしております。この間、関西広域連合として原子力発電所の再稼働や安全確保ということで申入れされてこられたという経過が少し紹介されておるんですが、それにとどまらない。今回、この間の国の新たな方向が出てくる中で、今の時点で関西広域連合として、原発の再稼働だとか安全確保について、どういう立ち位置でどういうことを言っていこうとされているのかっていうことを、まず伺いたいというふうに思います。私どもは、やはり関西の住民の皆さんを守るためには、老朽

原発の延長等すべきでないというふうに思いますし、やはり様々技術的にも未熟な点があるってこともこの間指摘されておりますから、原発については稼働は止めるべきだというふうに考えますが、その基本的な点を伺いたいというのが一点。

それから二つ目に原発事故を想定した広域避難の取組について、45ページのところに書いていただいておりますのでございますが、ここにもありますように広域避難訓練もされてきていて、福井・滋賀・京都の3府県のUPZ内の住民約30万人を全体で受け入れるということになっております。京都でいいますと、UPZ内30万人のうちの12万人ぐらいの方が京都府民の方でありまして、非常に多いんですけれども、実際どういう議論を京都府議会で重ねてきておるかといいますと、12万人なり30万人なりを広域避難させて、そして受入れるっていうのは、本当に実際のところは困難を極めると。例えば、私の地元は京都市内の西京区というところで、京都縦貫道等が京都市内に入ってくる入り口の地域になるんですけれども、地元の公立の高校なり地元の文化会館で600人とか800人規模の避難民の方を受け入れるということで、体育館などは、それこそ高校ではコロナでご承知のように400人ぐらいしか入れなくて、卒業式もみんなでできないというような状況に今なっておりますので、そうした受入れの計画も、なかなか現在、現実的とは言えないというふうになっておりますし、またこの人たちをどうやって移動させるのかって言いますと、京都府民の12万人を移動させるだけでも2,000台ぐらいの大型バスが必要だと。2,000台のバスをどう確保するのか、運転手をどう確保するのか。先ほど来、トラック協会とかいろんな業界との協定も結ばれてるってことですが、一体確保ができるのか。また、その2,000台のバスなり交通渋滞なりの中で、本当に避難が可能なのかどうかというようなことも含めて、大変、避難計画と言っても実行性があるのかということが、大きな問題になってるというふうに考えます。そういう中で、今現在、原発事故を想定した広域避難について、さらに本当に命を守れるものにしていくために、見直す必要があるというふうに考えるんですけれども、そうした取組がどのようになっているか、これを伺いたいと思います。

もう一点、申し訳ありません。テロップで14ページのところに戻るんですが、東日本大震災での避難者の受入れについてです。構成団体への避難者の受入れがピーク時4,754人、9月1日現在2,218人というふうになっております。京都は先ほどもご説明があったように、カウンターパートで福島県の担当ということで、原発災害も含めての避難者がたくさん来られた経過がありました。これももうご承知のとおりですが、国の方針が変わる中で、公営住宅等の受入れは一昨年の春でしたか、もう終了するというふうになりまして。本当に帰りたくても10年たっても帰れないという方や、全国に散らばられる方や、京都に残っておられる方もあるんですけれども、広域避難ということを考えても、こういう原発災害での避難っていうのは本当に長期にわたり様々な課題があるなっていうことを、現場で痛感しているところがございます。現在の避難者の状況がどのようになっているのか、それについてもつかんでおられること、また今後の対策等があれば、伺いたいというふうに思います。

長くて申し訳ないですが、その3点でございます。

○委員長（平井齊己） 井戸連合長。

○広域連合長（井戸敏三） 原発の老朽化対策につきましては、原子力委員会が厳重な審査を行われまして、その厳重な基準に基づいて処理を決められていかれるわけでありま

すので、我々としてはその技術的・専門的な判断ということ、やはり尊重して対応していく必要があるのではないかと考えています。ただ、その本当の意味での技術的・専門的な判断以外の、ただいまご指摘いただきましたような避難計画がどこまで精緻な対応がされているのか、実行性があるのかという点につきましては、我々自身も当事者でありますので、しっかりと意見を申し上げていく立場にある、このように考えているものでございます。ともあれ、安全確保を第一に対応していく基本スタンスであることは、間違いございません。

○委員長（平井斉己） 早金局長。

○広域防災局長（早金 孝） 東日本大震災の避難者受入れの現状ですけれども、この資料にありますように、この令和2年9月現在で、関西圏でこれだけという状況でございます。直近といいますと、一応今のところ、この状況でございます。申し訳ありません。

○委員長（平井斉己） 計倉参事。

○広域防災局防災計画参事（計倉浩寿） 防災計画参事、計倉です。

避難の細かいところ、いろんなどころ、気になる点等々あるんですけれども、関西広域連合におきまして避難のガイドラインということで、原発地域のどの地域の方が、兵庫なり大阪なり徳島なり、どの地域に逃げるかというマッチング等を基本的に決めまして、それがベースになってるんですけれども。それが今ずっと引き継いでおりまして、途中から内閣府防災、原子力防災という組織が立ち上がって、割と国主導で原子力計画の細かいところを作っていくという流れになっております。そこに立地県と関西広域連合も参画をいたしまして、今ご指摘があったようなバスの台数の確保とか、運転手の確保とか、その場合の放射線の防護のことでありますとか、途中での退避時の検査ですね、スクリーニングのこととか等々、警察とかそういう道路の管理者等も全部参画をいたしまして、細かいところを詰めて原発の立地地域ごとに、今計画を作っております。今年、美浜地域につきましても計画を作るという予定で、今取り組んでいるところでございます。そこには、大体ご指摘のあったところが、細かい点が整備されつつあるというところでございます。

○委員長（平井斉己） 成宮委員。

○成宮委員 1点だけ要望させていただきます。今もありましたように、国主導で大規模な訓練がされてきて、この間、コロナの下でなかなかそういうこともできないという状況もあるかと思いますが、やはり関西地域に住む住民の皆さんの命や安全確保ということが第一ですので、その点では現場から見たら、本当に至らないことがたくさん、少しだけ紹介しましたが数え切れないぐらいありますので、これはやはり関西広域連合としても関係府県や市町と一緒にしっかりと現実を明らかにしながら、これではやっぱり命が守れないということはしっかりと明らかにしていく、意見を言っていくということが必要だというふうに思います。

それから、東日本の避難者については、先ほども言いましたけれども、公営住宅等、なかなか保障をしなくてよいというふうに国の方針が変わりましたけれども、これは受け入れた責任もありますので、しっかりと手だてをしていくように、これも関係府県と協力をお願いしたいというふうに思います。

以上で終わります。

○委員長（平井齊己） 他にご質問ございませんか。よろしいですか。

それでは、ご発言も尽きたようでありますので、本件についてはこれで終わります。

次に、関西防災・減災プラン（感染症対策編）の改訂についてを議題といたします。本件については、2月定例会において提案が予定されておりますので、本日は中間案の内容についてお聞きするものです。それでは、早金広域防災局長から説明をお願いいたします。

早金局長。

○広域防災局長（早金 孝） ありがとうございます。

今、委員長のほうからご紹介をいただきました関西防災・減災プラン（感染症対策編）の鳥インフルエンザ・口蹄疫等、その改訂中間案について、ご説明を申し上げます。座って失礼いたします。

資料3をご覧ください。一昨年、平成30年に、26年ぶりに国内で発生が確認されました豚熱への対応、そしてそれを機に行われました家畜伝染病予防法、あるいは特定家畜伝染病防疫指針などの改正を踏まえまして、今回、プランを改訂しようとするものでございます。

1のこれまでの経緯及び改訂スケジュールにありますように、8月に有識者からなる広域防災計画策定委員会で協議いただいた後、9月22日に広域連合委員会で協議した中間案を本日までご紹介させていただくものでございます。今後このパブリックコメントを経まして、最終案を取りまとめ、先ほど委員長のほうからご紹介いただきました、来年の2月27日に連合議会にご提案させていただくというスケジュールを考えております。

主な改訂内容等につきましては、次のページのA3資料に基づきましてご説明をさせていただきます。別添1をご覧ください。1の改訂の背景・趣旨ですが（1）としまして、今申し上げたとおり、平成30年に発生した豚熱では、野生イノシシを介して感染が拡大したというふうなことを踏まえまして、関西におきましても野生動物関連の対策を強化しようとするものです。そして、2つ目には、伝播力そして致死率が高いと言われておりますアフリカ豚熱、これの侵入の脅威が高まっていることから、家畜伝染病予防法におきましても予防的殺処分の対象疾病に、今回このアフリカ豚熱が追加されております。このため、関西におきましてもその対策を強化するものです。3つ目には、そのほか令和2年に改正されました家伝法や特定家畜伝染病防疫指針を踏まえまして、飼養用の整備を行うとさせていただきます。

2の主な改訂内容についてですが、（1）の対象疾病及びプラン名称の変更については、対象疾病に豚熱、アフリカ豚熱を加えます。そしてプランの名称につきまして、これまで感染症対策編（鳥インフルエンザ・口蹄疫等）としておりましたが、対象疾病の追加を踏まえまして、包括的に感染症対策編（家畜伝染病）というふうに変更いたします。

（2）事業者の役割と連携は、1つには新たに家伝法に規定されました飼料業者などの関連事業者の役割を明記します。具体的には、倉庫や車両の消毒などの拡散防止措置、あるいは農水省や自治体が行う発生予防や蔓延防止措置に協力するというものです。それからまた②のとおり、防疫作業に必要な重機やフォークリフトなどの特殊自動車、その操縦者を確保するために、構成府県・連携県は特殊自動車の調達先の確認や協力協定の締結を推進します。また、関西広域連合は既にフォークリフト事業者との協力協定を締結しておりますので、この家畜防疫にも円滑に機能するように事業者と調整をしたいと思います。

(3)は飼養衛生管理基準の遵守の徹底です。今回の家伝法の改正によりまして、記載の①から⑤までの飼養衛生管理基準の遵守に係る是正措置が拡充されました。そこでプランにおきましてもそれを明記しようとするものです。

(4)は予防的殺処分への対応です。家伝法の改正によりまして、これまで口蹄疫のみに認められていた予防的殺処分の対象疾病にアフリカ豚熱が追加されました。また、野生動物で感染が確認された場合も予防的殺処分を行えることとされました。予防的殺処分の実施は農水省が決定し、発生府県が緊急防疫指針に基づいて実施します。発生府県で対応職員等が不足する場合は、構成府県・連携県・近畿農政局は家畜防疫員の派遣などの必要な応援を実施するという事としておりまして、広域連合としましてはその家畜防疫員以外の派遣などの応援調整を行うというものです。

右側をご覧ください。(5)は野生動物関連対策の強化でございます。今回、豚熱は野生イノシシを介して感染が拡大したということから、その対策を強化しようとするものがあります。①は野生動物関連の発生予防対策です。構成府県・連携県は、平時から野生動物における感染状況の調査を行う。イの野生イノシシの感染が見られた周辺地域では、捕獲重点エリアを設定して捕獲を強化し感染状況の調査を行う。またウでは、ウイルス拡散を防止するため野生イノシシに経口ワクチンを散布する。エでは、関西圏では鳥取県と徳島県を除く8府県がワクチン接種推奨地域に指定されていますが、飼養豚に対する予防的ワクチンの接種を実施しています。関西広域連合では、こういった各府県の実施状況を構成府県・連携県と情報共有するという事です。②は野生動物に対する蔓延防止対策です。下の表にありますように、それぞれの項目について発生府県の対応、そして広域連合の対応を整理しています。感染疑いの判明時、あるいは病性判定時の対応、予防的殺処分、通行の制限、そして移動の制限等について規定しておりますが、予防的殺処分につきましては先ほどご説明しましたとおり、今回野生動物での口蹄疫、アフリカ豚熱が確認された場合に行うことができるようになるために記載するものであります。そして、最下段にあります風評被害対策ですが、野生イノシシのように、その肉が商業利用されている場合には、家畜の場合と同様に風評被害対策を行う必要があります。発生府県で行いますとともに、関西広域連合としましても統一的な情報発信を行います。③にありますように、豚熱に係るフェーズ別の発生予防・蔓延防止対策です。豚熱では、野生イノシシ及び飼養豚の感染エリアが段階的に拡大する傾向が見られました。このため、関西圏では感染の広がりに応じて構成府県・市町村・関西広域連合・国の取組を一覧表に整理して、各機関が有機的に連携しながら計画的・機動的に対応を行ってきたところですが、この際、その表をこのプランにも位置付けようとするものです。

最後に(6)のその他としまして、畜産物の輸出入検疫の強化としまして、家畜防疫官の権限が強化されたことを明記し、また食品残渣の適切な処理のため、公園等でのごみの放置の禁止について、広域連合においても啓発を実施するというものです。

1枚めくっていただきまして、先ほど少しご紹介しましたフェーズ別の対応表のことを少し触れさせていただきます。表側にありますように、野生イノシシと豚に分けた上でフェーズの欄をⅠ隣接府県以外の広域連合構成府県・連携県で発生した場合、Ⅱ隣接府県で発生した場合、Ⅲ当該府県で発生した、こういった場合に分けております。また、表頭にありますように、当該府県の対応、そして市町村をその右側の列に記載しまして、フェー

ズに従って対応を強化していく内容を整理しています。その右側の発生府県、広域連合、国におきましては、フェーズに関わらず同様の対応を行うというふうなことです。そのように記載しています。この表に基づきまして、それぞれの場合において他の構成府県等がどのような対策を行っているのかというのを互いに認識しながら、関西圏で連携して取組を進めていこうとするものであります。

そのほか、改訂中間案の本文や新旧対照表を別途添付させていただいておりますが、説明は割愛させていただきます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（平井斉己） それでは、質疑に入ります。ご発言があれば挙手願います。

まず、海東委員。

○海東委員 滋賀県の海東です。

発言の方向性としては、この家畜伝染に関しては関西広域連合の所管事務にしなくてもいいんじゃないかというふうに、私は考えます。まず、滋賀県でも豚コレラとって、この豚熱が大分熱心に対応した現実がありますし、そういうものが発生した場合は国のコントロールの下で、関係の岐阜・福井などともチームを作って対応を図りました。実際こういう場合は、国もしくは近畿農政局を中心に情報共有をするのが、国と都道府県の事務の一番効率的なやり方ですし、関西広域連合ですることというのは、ずっと後ろの中身も読ませていただけたけれど、情報共有しかないですね。それだったら近畿農政局をハブにして情報共有するのが行政の一番効率的なものですので、いろいろ事務の多い広域連合の優秀な方の時間を割いて、このことの中間案に赤文字でいっぱい文書を作るよりは、これはもう従来の都道府県・国との行政に任せて、広域連合は手を出さない。風評被害対策とか経済とかそういうことについてはまた、一緒になって何か克服することがあるかと思うんですが、これについてはもう一度慎重にご検討いただいて、先ほど12府県市の構成する広域連合であるっていう話もありましたので、無理に頑張って手を出していく分野ではないのではないか。そしてまた、この検討をされている関西広域防災計画策定委員会の委員さん、これは家畜防疫の専門家が一人もいないじゃないですか。地震とか災害ボランティアとか、そういう分野の方にこの文書をかけて、広域連合の事務局が説明をして黙ってうなずいてもらうということが、本当に関西広域連合のためになるのか。そういうことも併せて考えると、もう一度自らにおいてよくご検討をいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（平井斉己） 早金局長。

○広域防災局長（早金 孝） ご指摘の点につきまして、まさにこの別添1の右下のところにあえて注書きのような形で関係者と共有するために記述してるんですけど、広域連合の役割とは、今委員ご指摘のとおりです。この場合、法令に基づきまして実施する対策というのは、もともと国や府県や市町村で役割が明記されている中で、広域連合の役割というのは、法上は明記されてるわけではない。ですから、基本的には情報共有をしたり、あるいはそういった風評被害等とした府県民への呼びかけであるということで、あるいは先ほど少しご紹介しましたが、家畜防疫員以外の職員も実質的には防疫措置をする際に必要になってくるときに、そういった応援職員の呼びかけであるとか、構成府県市が連携をしてできるだけ円滑に対応するための側面的支援と言うんでしょうか、そういったも

のを広域連合としてやろうということを理解しております。委員の構成につきましても、今海東委員がご指摘のように計画策定委員会の本委員には必ずしも家畜伝染関係の識者っていうのは入っていないんですが、今回も外部専門家ということで、欄外に記載させておりますけれども、大阪府立大学の向本先生であるとか、あるいは農水省の動物検疫所の所長であるとか、そういった方にも参画をいただきましてアドバイスをいただいた中で一応検証させていただいてるところであります。広域連合は忙しいから手を出さなくていいんじゃないかっていうふうなご指摘も非常に温かくて、ある意味ではありがたいんですけども、やはりさっき申し上げましたように、できるだけ関西圏域における安全・安心の確保というんでしょうか、危機管理対応をする際に、少しでもレベルアップというか側面支援ができるのであれば、少しでも広域連合として汗をかかせていただこうかというふうな思いで今のところ取り組んでいるところです。ご意見ありがとうございます。引き続き現行のまま、見直して慎重に取り扱って今回これ以降、止めるという判断をするのではなくて、やはり一定の広域連合としての役割を果たしていきたいというふうに思っております。

○委員長（平井斉己） 海東委員。

○海東委員 改めて、広域連合長にご質問をして終わりたいと思うのですが、事務局の人が動くと人件費が発生します。それを拠出してるのは12府県市でありまして、既に国を中心に家畜防疫体制などが行政的に整理されている中で、広域連合がわざわざ関与しにいて忙しい思いをして、人件費を払って都道府県は拠出してっていう必要は、私はないというふうに判断すべきだと思いますので、連合長のお考え並びに、また今後ご検討をいただけるかどうかについてのみ答弁をお願いしたいと思います。

○委員長（平井斉己） 井戸連合長。

○広域連合長（井戸敏三） 広域防災について、包括的な調整権限を広域連合は持っているわけでありまして。具体的家畜伝染病に基づく作業等は、ご指摘のとおり国や県や市町の役割として明示されているわけでありまして、防災というのは具体的権限に基づく作業だけで済むものではないのではないかと、というふうに考えています。特に、こういう伝染病などについては、府県民を巻き込んでしっかりと対応していかなくてはならない部分があるわけでありまして、そのような意味で、例えば、いざとなりますと府県民に対して警告を兼ねた宣言を出さなきゃいけないような場合が出てきますので、各府県単位ではなくて、広域的な宣言を出すような場面だって考えられるわけでありまして。そのような意味で、大それた作業まで引き受けようということではありませんが、情報共有とそのような広域的な対応については、しっかりと広域連合は取り組む役割を果たしていくべきではないか、このように考えているものでございます。そのために、このような感染症対策編を関西防災・減災プランでまとめて行動しようとしているものでございます。ご理解いただきたいと思っております。

○委員長（平井斉己） それでは、次に中村委員。

○中村委員 私からはパブコメの件なんですけど、どこともパブコメについては、いかに有効なパブコメの在り方をどうしたらいいかということで悩んではいると思うんですけど、ややもすると形骸化しかねないというか、しかしやらざるを得ないという中で、それぞれどこもやっていると思うんですけど、今回もパブコメを実施されるということで、については内容的に、一般的に理解できるというような内容じゃないと思うんですけども、12府県市

の構成団体へどのように発信されて、どういうところへこのパブコメをされようとされてるのか。どれくらいの規模で配布をして回収しようとしているのか。それと、多分この別添資料の1が中心だと思うんですが、パブコメはパブコメとして、もうちょっと概要版を作って、そしてそれを配布しよう、そのように取り組もうとされてるのか、その辺のところを。現実、私ははっきり言ってこれでどれだけのものが返ってくるか、その対象が、分かる人っていうのは専門家しか分からないから、ただ単に配って、ほんならいい情報が得られるかっていったら、そんな単純なものじゃないと思ってますが、ただ参考までにこういう広域連合でパブコメをどうされるのかを改めてお聞きしたく、質問させていただきました。

○委員長（平井齊己） 計倉防災計画参事。

○広域防災局防災計画参事（計倉浩寿） パブコメでございますけれども、これまでもほかの分野でもやってまいりましたけれども、正直、大体直近で、去年改訂したときでも10件ぐらいとか、もっと少ない場合もあったりして、なかなかパブコメでご意見をいただくっていうのはなかなか難しいかなと思っています。だからこそ、パブコメのやり方というのもいろいろ考えないといけないかなというふうに思っております。今回の家畜伝染病につきましては、やっぱり畜産業界の方は何か意見が出てくるのかな、そういうところに向けての発信とかをしたいなど。あと、今回、専門家の有識者会議を作って、大阪府立大学の向本先生にいろいろご指導いただいたんですけども、そういう獣医師なんかを目指される方なんかのご意見みたいなこととか、そういうようなこともちょっと聞いてみたいなど。今まだ個人的な計画段階の考えなんですけど、そういうようなことも考えております。

○委員長（平井齊己） 中村委員。

○中村委員 今のを聞いたら、まだはっきりしてないというところやなと思うんですが、今の中で確認したいのは、12府県市それぞれにどれぐらいパブコメの、これから新たにパブコメ用のどういう資料を作成されて配布されようとされてるのかなと、僕は思ってるんですけども。具体的に、何部それぞれの府県市に渡して、そして、今のそういった関係業界なりそういった領域の方、また学識有識者とかそういったところを、京都だったら大学が多くあるからそういったところの専門の方とか、どれだけ配布していかれるのか。その具体的なビジョンはまだはっきりしてないんですかね。

○委員長（平井齊己） 早金局長。

○広域防災局長（早金 孝） ご指摘ありがとうございます。一般的にパブリックコメントは、当然府県民の一般の方々からのご意見を求めますので、これまでの広域連合のやり方としましては、やはりホームページに掲載をして、そしてそれを周知すると。そのときには府県市のお力もお借りするというのを一般的にしつつ、今、広域防災参事が申し上げたとおり、ピンポイントでこういった分野の専門的なところについては、各府県を介してお届けをして、ご意見をいただくという形でいきたいなと思っております。ですから、何部刷ってということは、今のところ手元では申し上げられませんが、そういう方向で。なかなか結果として、さっきご紹介したように、あまり数多くのご意見が寄せられないということも想定されるんですけども、我々としては広くご意見を募りたいなと思っております。

○委員長（平井齊己） 中村委員。

○中村委員　そりゃ、どことも一般的にそれをやってるわけですが、はっきり言ってそれで一般の方が興味関心を持って積極的にパブコメに答えるかっていったら、答えられませんやんか。ということは、やっぱり行政のほうが、この内容はどうかということ専門的にもうちょっと、そういった領域の方とか、関係する方に聞こうというようなアクションをせんことには返ってこないというのは、これはどこの自治体も同じようにしてそれで悩んできてると思うんですけども。僕は、内容的にこれはどんどんやれとは言っていないんです。それはみんな専門的なところでやってきてるから。ただ尋ねたかったのは、現実こういった各1つの自治体でも結構の量が要りますわ、何か印刷するにしても。12府県市になったら、逆にそれで費用対効果を考えたときに、一生懸命やり過ぎても結局無駄になるというようなことがないように、その辺取り組んでいただいたらええんちゃうかなと、こんな思いを持って言うてるんですけど。難しいのはよく分かります。しかし、やらないかんと。

もう一つだけ。これはお尋ねしていいのかどうか分からないですけども、鳥取県が構成団体であるけども広域防災事務に参加していないと。この理由というのは、もし伺いきるものなら伺いたいんですが。何でなのでしょう。

○委員長（平井斉己）　井戸連合長。

○広域連合長（井戸敏三）　鳥取県は、防災の関係の業務、広域防災業務については未加入ということになっていますのでこのようなことになって、ということでもいいんですか。それとも、中国地方は別途の体制があるからですか。ただ、一般的には鳥取も、コロナの対策でご説明しましたように、防災関係は一緒に対応させていただいてきているんです。そういう具体の広域事務には参加していなくても、統一行動を取っていただいているんです。そういう意味で、コロナのデータにも鳥取県も入れさせていただいてきております。ただ、私も詳細は十分ではありませんが、もしかすると中国ブロックは、中国ブロックという形での対応が家畜伝染病の体系としてあるということもあって、対象エリアから除かせていただいているのかもしれませんが。これは追ってまた、正確にご報告させていただきます。

○委員長（平井斉己）　中村委員。

○中村委員　ちなみに私が指摘したのは、関西防災・減災プランっていう新旧対照表の8ページ、その改訂案の右下のところ注2に、今私が質問した内容、鳥取県は広域連合の構成団体ではあるが、広域防災事務に参加していないと。しかし、そういった連携はしてるということが書いてあるんですけども。そこを尋ねたわけなんですね。

○広域連合長（井戸敏三）　委員長。

○委員長（平井斉己）　連合長。

○広域連合長（井戸敏三）　連携県として位置付けをさせていただいて、三重県とか福井県とかと同様な対応をさせていただいているわけですが、メンバーですので、より一体的な対応として位置付けさせていただいているということであろうかと存じます。

○委員長（平井斉己）　次に、庄野委員。

○庄野委員　徳島県の庄野でございます。

私も1年前の本会議で、豚熱、それからアフリカ豚熱の質問もさせていただきまして、一旦そうした海外からの悪性伝染病が発生しますと、非常に関係各位、大変な状況になり

ますので、やっぱり水際対策、例えば空港とか港とか、そういうところの水際対策をしつかりしてほしいと。それと啓発、それから消毒等々の体制も整えてほしいというようなことも申し上げまして。このたび改訂されるということで批判的な意見もございましたけども、やっぱり、関西広域連合で、私はできることをお互いに協力し合っていくことは、非常に重要なことだというふうに思っております。

それと、私もちょうど議員になる前は家畜保健衛生所に勤務しておりました、家畜防疫員の一員でございました。それで、宮崎県の口蹄疫のときの殺処分にも参加しましたけれども、やっぱり、一旦そうした予防的殺処分というのが始まりますと、全国からの獣医師が集合して、獣医師でないといふと殺せませんので牛・豚は。だから、本当にいろんな方がその地域を救うということで、ほんとに寝食を忘れて泣きながら作業したのを覚えておりますけれども、そうしたことが起こらないように、今後この関西広域連合の中でもぜひ徹底的に感染防止に努めていただきたいというふうに思います。

それと同時に私が懸念しておりますのは、こちらの関西防災・減災プランのほうで21ページなんですけれども、初動防疫に必要な人員等の確保準備ということで、家畜防疫員等のリストアップというのがございますけれども、今、実情を申し上げますと、獣医師の確保というのが、非常に徳島県としても難しい状況がございます、多分、他府県、政令指定都市もそうした状況があるんじゃないかなというふうに思います。というのも、今の獣医師のライセンスを取るためには、医師と歯科医師と同じ、6年制のいわば教育が必要なわけがございます。そういう意味では、医師、歯科医師と同様の学校教育を受けて、そして国家試験を通った方が獣医師として採用されるわけなんですけれども、やはり小動物志向が今、高く、なかなか家畜保健衛生所、県庁の獣医を受験してくれないというふうな状況がたくさんございまして。その一因に、あまりにも処遇の格差、医師と獣医師との格差の拡大がございますので、ここでの本質的な議論には少し合わないかもしれませんが、全体的な認識として、やはり今、現在、全ての勤務獣医師、県庁で勤務している職員の獣医師は全て6年制でございます。私がちょうど4年制獣医師の最後ですから、私がもう既に63になりますので、今の勤務獣医師は全て6年制獣医を卒業した人でございますので、関西広域連合としても獣医師を確保するという観点から、家畜防疫員をきちんと確保するという観点から、獣医師職員の処遇改善に向けての取組をぜひ、ここの本質ではないかもしれませんがご認識をお願いしたいなということで、今日は発言をさせていただきました。このことは徳島県議会の中でも発言をして、飯泉知事のほうからはこれは国のほうにもそういう制度の、例えば採用困難な県におきましては独自の給料表が決定できるような方策も申し上げるといふような回答も得ておりますけれども、そうした現状があるということをぜひご認識いただきたいと思ひまして発言させていただきました。

○委員長（平井齊己） 井戸連合長。

○広域連合長（井戸敏三） 予防的殺処分で、特に宮崎では大変な状況を支援するために全国の獣医師の方々が駆けつけて対応をされました。本県からも2名ほど派遣をさせていただきました。今回の豚熱に関連しましても、岐阜とか三重とかに、関西広域連合の中でも調整しまして派遣をそれぞれさせていただいて、応援部隊を派遣させていただいております。今後もそのような対応がある場合には、機動的に動かしていきたい、相談していきたいと思っております。

2番目の医師と獣医師とのいわば処遇格差の問題であります。これは長年の懸案でありますし、おっしゃいますように学習年限が6年ということの差はなくなってはいるわけですけれども、医師の場合には、その後、専門医課程を経た上で一人前になっていくというようなこともありますので、一概に同じだということにはならないのかもしれませんが、的確に獣医師の仕事とか、資格というものを評価するよという意味で、国にも要請をしていきたいと思ひますし、広域連合というよりは採用されている各府県の対応ではないかと思ひますが、各府県の対応の中でどのようなことが考えられるのか。医師の場合には医師手当っていうのがありますけれども、獣医師さんにそういうような手当を創設するかどうか。ただ創設しようとする法律の改正が必要になってくるというようなこともありますので、国や県の中での検討もさせていただくということにしたいと思ひております。獣医師の皆さん、家畜防疫員の皆さんの、これからもご協力をぜひ、よろしくお願ひを申し上げておきたいと思ひます。

○委員長（平井齊己） 他に質問はございませんか。よろしいですか。

それでは、発言も尽きたようでありますので、本件についてはこれで終わらせていただきます。

以上で本日の議題は全て終了しましたが、この際、他にご発言などはございましょうか。

それではご発言もないようでありますので、本件についてはこれで終わります。

なお、次回の第18回防災医療常任委員会は12月12日土曜日に徳島県で開催を予定しておりますので、あらかじめご報告いたします。日程等につきまして、詳細については後日事務局を通じて連絡をさせますので、よろしくお願ひいたします。

以上で、防災医療常任委員会を閉会します。ご苦労さまでした。

午後3時35分閉会

関西広域連合議会委員会条例（平成23年関西広
域連合条例第14号）第28条第1項の規定により、
ここに署名する。

令和2年11月7日

防災医療常任委員会委員長 平井 齊己